

○厚生労働省告示第百七十二号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成三十年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇・四パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第百九十二号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信